

令和7年度東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）募集要項
（一般啓発講座・実験講座）

令和7年9月1日
東京都消費生活総合センター

東京都消費生活総合センターでは、下記により東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド以下「エイド」という。）を募集します。

1 職務内容

エイドは、おおむね10人以上の都内のグループ・教育機関・企業等が開催する学習会、講座、講演会等での講師を務めることを職務とし、一般啓発講座と実験講座の2分野があります。今回募集するエイドは一般啓発講座並びに実験講座の講師の両方です。

【一般啓発講座】

消費者問題に対する基礎的な知識や、悪質商法や契約、スマートフォンとインターネット、ローンやクレジット等に関する講義を、学校、区市町村消費生活センター、企業、自治会等で行います。

【実験講座】

食品や衣生活・健康等をテーマに、派遣先で簡単な実験と講義を行います。受講者が実験に参加する講座、講師のみが実験を行うデモンストレーション講座などがあり、申込者の要望によっては、座学（プレゼンテーション）のみで実施する場合もあります。

なお、派遣は、申込者の依頼に応じて随時おこなうため派遣回数、派遣先等は予め定まったものではありません。派遣先は東京都内全域が対象です。

2 報酬

1時間あたり9,500円（令和7年9月1日現在）

※参加人数等の状況により加算等あり。

3 応募資格

【一般啓発講座】

本業務に関する知識と業務を遂行する熱意を有し、採用予定日現在で、次の（1）もしくは（2）の事項に該当し、且つ（3）の事項に該当する者

（1）次のいずれかの資格を有する者

- ア 消費生活相談員（国家資格）
- イ 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター）
- ウ 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会）
- エ 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会）

オ ファイナンシャル・プランニング技能士２級以上（国家資格）

（２）消費者啓発や消費者教育に関する業務、地方公共団体等の消費者窓口における消費者相談等において３年以上経験がある者

（３）学習会・講座・講演会等での講師経験がある者

【実験講座】

本業務に関する知識と業務を遂行する熱意を有し、採用予定日現在で、次のいずれかの事項に該当する者

（１）消費生活関連機関もしくは教育機関で、消費生活に関わる商品テストあるいはそれに類似する教科等の講師（教員）として２年以上、または講師及び助手を含めて通算３年以上の実務経験がある者

（２）公的機関及び民間企業・団体等において、商品開発及び商品安全等の分野における科学的研究の専門知識及び業務等の経験を有する者、又はこれと同程度の知識及び経験を有する者

４ 選考の方法

第１次選考：書類審査

第２次選考：実践力の審査（講座実演）、個別面接

５ 選考期日

（１）第１次選考

令和７年１０月７日（火）から令和７年１０月１４日（火）に実施予定

（２）第２次選考

令和７年１１月１２日（水）から令和７年１１月２６日（水）に実施予定

６ 選考結果の発表

第１次選考結果及び第２次選考に関する可否結果は、本人あてに通知（郵送）します。

選考結果等に関する問い合わせには、一切応じられません。

７ 募集人員

【一般啓発講座】 若干名

【実験講座】 若干名

８ 申込手続

（１）申込書

ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードしてください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/etc/2025konshumaeidoboshu.html>

（２）申込方法

「東京都消費者啓発員申込書」に必要事項を記入（自筆でもデータでも可）の上、郵送また

は持参によりお申し込みください。郵便物の到着確認の対応はしておりませんので、簡易書留などをご利用ください。

なお、申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。

封筒の表に、【東京都消費者啓発員申込（一般啓発講座又は実験講座）】と記載してください。

（３）申込期限

令和7年9月30日（火）17時00分【必着】

※メールでの申込みは受け付けておりません。

※郵便到着に日数がかかる場合がありますので、ご注意ください。

9 受験資格の確認

受験資格に係る証明書（修了書）は、面接時に持参してください。

10 合格の取り消し等

受験に係る申請書類等の内容が事実と反するときは、不合格とする場合もあります。

11 エイドの登録及び委嘱

（１）第2次選考に合格した者は、エイドとして登録します。

（２）上記の登録に基づき、令和8年4月1日付けでエイドとして委嘱します。委嘱後は、営利を目的とする企業との兼業はできません。

（３）エイドの委嘱期間は1年とし、会計年度内とします。委嘱の更新等については、別に定めるところによります。

12 申込書提出先及び問合せ先

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階

東京都消費生活総合センター 活動推進課協働連携事業担当

電話 03（3235）4167